

広域水道常任委員会記録

平成29年7月10日（月）

神奈川県内広域水道企業団議会

広域水道常任委員会記録

- 1 開催日時 平成29年7月10日(月)
14時55分～16時15分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 出席者 委員長 国吉 一夫 副委員長 矢島 真知子
委員 久保寺 邦夫 委員 てらさき雄介
委員 古川 直季 委員 加納 重雄
委員 浅野 文直 委員 かわの 忠正
委員 織田 勝久
- 4 委員外議員 議長 佐藤 祐文
- 5 議事説明者 企業長 吉川 伸治 副企業長 土井 一成
総務部長 平部 眞公十 技術部長 佐藤 正志
ほか関係職員
- 6 事務局職員 事務局長 菱山 直樹 ほか書記3名
- 7 議事日程
 - 第1 委員長の互選
 - 第2 副委員長の互選
 - 第3 付託事件の審査
議案第3号 神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算
(第1号)
 - 第4 業務状況関係の調査
 - 第5 神奈川広域水道サービス株式会社の経営状況の調査
 - 第6 県内調査及び県外調査について

○菱山事務局長

ただいまから広域水道常任委員会が開催されるわけですが、正副委員長の互選を行うため、委員会条例第8条第2項の規定により、年長の委員に委員長の職務を行っていただくことになっております。

本日の出席委員中、久保寺邦夫委員が最年長でございますので、久保寺委員に臨時委員長の職務をお願いいたします。

それでは、久保寺先生お願いいたします。

○久保寺臨時委員長

規定によりまして、臨時委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまから、広域水道常任委員会を開会いたします。

これより、日程に従い調査を行います。

日程第1「委員長の互選」を行います。

お諮りいたします。委員長の互選の方法につきましては、私から指名して選任することといたしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○久保寺臨時委員長

ご異議がないと認め、委員長に国吉一夫委員をご指名申し上げます。

ただいま申し上げましたとおり、国吉委員を委員長に決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○久保寺臨時委員長

ご異議がないようですので、国吉委員が委員長に決定いたしました。

それでは、委員長を交代いたします。

（久保寺臨時委員長退席、国吉委員長着席）

○国吉委員長

ただいまご指名によりまして、広域水道常任委員会の委員長に就任することになりました国吉一夫でございます。まことに光栄に存じます。微力ではございますが、皆様方のご協力をいただき、委員長の職を全うさせていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

座らせていただきます。

それでは、日程第2「副委員長の互選」を行います。

お諮りいたします。副委員長の互選の方法につきましては、私から指名して選任すること
にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○国吉委員長

ご異議がないと認め、副委員長に矢島真知子委員をご指名申し上げます。

ただいま申し上げましたとおり、矢島委員を副委員長に決定することにご異議ございませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○国吉委員長

ご異議がないと認めます。よって、矢島委員が副委員長に決定いたしました。

それでは、副委員長席にどうぞ。

（矢島副委員長着席）

○矢島副委員長

ただいまご指名によりまして、広域水道常任委員会副委員長に就任いたしました矢島でござ
います。委員長を補佐し、また皆様のご協力をいただきながら、しっかりと職務を全うしてい
きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○国吉委員長

これより日程第3「付託事件の審査」、日程第4「業務状況関係の調査」、日程第5「神奈
川広域水道サービス株式会社の経営状況の調査」を行います。委員長といたしましては、日程
第3から日程第5について当局から一括して説明を聴取し、質疑を行いまして、資料要求があ
れば委員会として当局に要求した後、日程第3については採決というように考えておりますが、
いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○国吉委員長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

それでは、これより日程第3「付託事件の審査」を行います。

議案第3号 平成29年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

なお、説明にあたりましては着席をお願いいたします。

○平部総務部長

それでは、着席のままで失礼いたします。

初めに、右肩に4と振ってございます広域水道常任委員会資料、平成29年度補正予算（第1号）案の概要をごらんください。ページをめくり1ページをごらんください。

議案第3号 平成29年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

補正予算の理由としましては、施設管理システム構築事業について当初システム設計と構築を先行発注し、それに続く維持管理業務委託は別途発注を予定していたところ、維持管理業務委託をあわせて発注することにより、設計と構築に係る技術力と構築後のシステムの保守性にすぐれた業者を選定できることに加え、システム構築にかかる費用と構築後の維持管理にかかる費用までを含めて総合的に評価できるとの判断に至り、債務負担行為を補正するものでございます。

具体的な補正内容としましては、債務負担行為のうち施設維持管理業務委託の事項に関しまして、期間について平成30年度から平成32年度までを平成30年度から平成41年度まで、限度額について2億9,700万円から4億7,900万円へそれぞれ変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○国吉委員長

補正予算関係議案の説明が終わりました。

引き続き、日程第4「業務状況関係の調査」を行います。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

○佐藤技術部長

それでは、右肩5番の資料をごらんください。1ページおめくりいただき、目次をごらんください。

1. 供給水量の実績等から5. 広域水質管理センターの業務状況までを私から説明させていただきます、次に6. 国等への要望については平部総務部長から説明させていただきます。

それでは、1枚おめくりいただき1ページからご説明いたします。

1. 供給水量の実績等でございます。(1) 供給水量の実績及び予定、ア. 28年度の供給水量の実績です。

平成28年度における供給水量の実績は、4億8,509万余立方メートルとなり、予算供給水量の4億9,505万余立方メートルに対して、2.0%の減となっております。

なお、構成団体別の供給水量の実績は、次の表のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

次に、イ. 29年度の供給予定でございます。

平成29年度における予算供給水量は、4億9,091万余立方メートルを予定しておりまして、平成28年度の予算供給水量4億9,505万余立方メートルに対しまして、0.8%の減となっております。

なお、構成団体別の予算供給水量は、次の表のとおりでありまして、平成20年度からの供給水量の実績の推移につきましては、その下の棒グラフでお示しをしておりますので、ご確認ください。

次のページに移ります。

(2) 洪水警戒体制でございます。

河川の洪水時に当たりましては、横浜地方気象台から小田原市内にございます飯泉、及び海老名市内にございます社家の両取水管理事務所の所在地域に対しまして、降雨に関する注意報または警報が発せられた場合や堰への流入量等に応じまして、3区分の警戒体制をもって対応しております。平成28年度等の配備実績は、次の表のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

続いて、(3) 29年度における主な事業でございます。

「かながわの水道用水供給ビジョン～27年度フォローアップ版」に掲げる施策を実現するため、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする事業計画において、水道水の品質向上、老朽化対策、管路保全、耐震化事業及び危機管理対策といった具体的な事業を掲げて工事等を施工しております。平成29年度は、引き続き構成団体への安定供給体制の強化を図

るため、老朽化対策及び耐震化事業について重点的に取り組むことといたしまして、施設更新計画事業予算等として、54億5,456万余円を計上しております。

なお、各事業を継続的に推進するため、債務負担行為を活用しながら実施をしているところでございます。その下の表は、平成29年度に実施を予定しております主な工事を一覧にお示ししております。

ページをおめくりください。

2. 組織運営上の主な取り組みでございます。

(1) 働き方の見直しに向けた取り組みについてご説明いたします。

国においては、長時間労働をなくし、誰もがその能力を発揮して活躍できる社会を目指して、政府による働き方改革実現会議が設置されるなど、働き方改革は重要な課題として検討が進められております。

企業団では、これまでも時間外労働に関する労使協定の締結とともに、次世代育成支援プログラムや女性活躍推進プランを策定し、定時退庁、年次休暇や育児休業等の取得の推進等を通しまして、時間外労働の縮減や、ワークライフバランスの実現に取り組んでまいりました。今般、国の働き方改革の趣旨を踏まえ、長時間労働の縮減を組織の目標といたしまして、経営幹部を初め、全職員が一丸となって働き方を見直すことを宣言し、4つの柱を基本とした取り組みを実施することといたしました。宣言の内容につきましては、下の四角の囲みの中にお示しをいたしましたので、ご確認をお願いいたします。今後はこの宣言に従い、目標達成に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

次のページに移らせていただきます。

(2) 人材育成の取り組み状況でございます。

平成29年度の組織改編において、人材育成に係る業務を一元管理し、人事制度の活用も図りながら、効率的かつ計画的な人材育成の取り組みを推進するため、組織体制を整備いたしました。幅広い経験を積んだ人材の育成を進めるため、本庁と浄水場や取水管理事務所などとの間の人事異動を積極的に行うとともに、採用後10年未満の職員につきましては、計画的な人事異動を行っております。

図にお示しいたしましたのは、上が事務職、下が技術職につきまして、採用後10年未満の職員のジョブローテーションのイメージでございます。

また、他団体との人事交流の促進及び人材育成の観点から進めてきた他団体への職員派遣につきましては、平成29年度においては、神奈川県に1名、阪神水道企業団に1名、水道技術研究センターに2名の職員を派遣しております。

次に、(3) 浄水場へのISO9001の導入拡大と、施設管理システムの導入でございます。

まず、浄水場へのISO9001の導入拡大についてご説明いたします。

企業団においては、設備の老朽化対策や耐震化の推進、管路更新や浄水場等の大規模更新が見込まれる中、業務の品質を維持向上させながら安定供給を継続していく必要がございます。

そこで、平成25年度に認証取得した綾瀬浄水場に続きまして、平成30年度での伊勢原浄水場におけるISO9001の認証取得に向けて取り組みを進め、このISO9001の手法を活用しながら、浄水場ごとの品質方針、目標に基づき業務の評価と見直しを行い、段階的に業務の質を向上させてまいります。

続いて、本議会における補正予算に係る議案の一部でございます施設管理システムの導入について、ご説明いたします。これにつきましては、資料の10ページに別添の資料を添付いたしましたので、そちらの資料でご説明をいたします。10ページをお開きいただきたいと思います。

まず、(1) 施設管理システムの概要でございます。

施設管理システムは、効率的な維持管理を行うため、これまで紙を主体として管理してまいりました膨大な施設の維持管理情報を電子化し、一元的に管理していくものでございます。このシステムでは、浄水場等の施設の基本情報や職員が実施する点検情報につきまして電子化を図りまして、クラウドサーバと呼ばれる共通のサーバに格納をいたします。これらの格納されたデータから目的に応じて分析、解析等ができるようにシステムを構築いたしまして、その結果を使って施設の劣化状況の把握、施設の更新時期の算定、実施する工事の優先順位の決定などを行ってまいります。また、施設管理システムはアセットマネジメントに基づく資産管理にも必要なシステムとなるものでございます。

続いて、(2) 施設管理システム整備事業の概要についてご説明いたします。

施設管理システム整備事業は、平成29年度から平成31年度までの施設管理システム構築事業と、このシステム構築後の平成32年度から平成41年度までの施設管理システム維持管

理業務委託を合わせたものでございます。施設管理システム整備事業全体に予定しております事業費は、総額3億6,300万円でございます。また、施設管理システム構築事業につきましては、事業費1億8,100万円を予定しております。事業の内容につきましては、システムの構築、施設の基本情報の取り組み、システムの試験調整などとなっております。

さらに、施設管理システム維持管理業務につきましては、10年間の委託費用といたしまして、1億8,200万円を予定しております。この委託の内容は、クラウドサーバの運営、システムの更新、故障時の対応などとなっております。

次の(3)施設管理システムの運営のイメージにつきましては、施設管理システムを企業団職員が活用する場合の作業の流れを図でお示しいたしましたので、参考までにご確認ください。

続きまして、ページをお戻りいただきまして、5ページをごらんください。

3、事業計画の取り組みでございます。

(1) 事業計画の取り組み状況についてご説明いたします。

計画初年度となった平成28年度は、総事業費418億円のうち、当初計画額約99億円の執行に向け、各事業を進めてまいりました。平成28年度末現在の進捗状況は、下の表のとおり約23.5%で、おおむね計画通りとなっております。平成28年度の耐震化事業につきましては、相模原浄水場の第4ブロック沈でん池の浄水施設並びに小雀調整池、朝比奈調整池及び西長沢浄水場の浄水池2号池などの送水施設を中心に補強工事を施工いたしました。

計画期間を平成21年度から平成35年度としております施設耐震化事業基本計画に対する主要施設の耐震化率は平成28年度末現在で、浄水施設32.9%、送水施設47.3%、ポンプ場90.9%となっております。

なお、管路及び導水トンネルの耐震適合率は89.0%となっております。

下の表には、事業計画の中で平成28年度中に取り組んでおりました主な内容を記載しております。この中で、この事業計画において重点的に取り組むことといたしております耐震化事業と老朽化対策につきましては、この資料の11ページから12ページの別途資料でご説明しますので、そちらをごらんください。

まず、11ページの施設の耐震化についてからご説明をさせていただきます。

(1) 耐震化の進捗状況でございます。

浄水場などの主要施設の耐震化を平成35年度までに完了することとしておりまして、耐震

診断の結果補強が必要な施設について、優先順位をつけて計画的に工事を進めております。

次に、平成28年度末時点での耐震化工事の進捗状況についてご説明いたしますけれども、ここからは(2)施設状況と今後の見通しにおいてお示しをしております、下の表の内容を照らし合わせてお聞きいただきたいと思います。

浄水施設は耐震化率が32.9%となっております、既に伊勢原浄水場及び綾瀬浄水場の耐震化を完了しております。現在は相模原浄水場及び西長沢浄水場の耐震化工事を施工中でございまして、全ての完了は平成32年度を予定しております。ポンプ施設につきましては耐震化率90.9%となっております、対象施設は全9施設ございます。このうちの8施設の耐震化が完了しております。残りの施設の完了は平成32年度を予定しております。

次に、調整池などの送水施設につきましては耐震化率47.3%でございまして、対象の20カ所の施設のうち12の施設の耐震化が完了しております。残りの8施設につきましても、順次工事を実施しているところでありまして、全ての完了は平成35年度を予定しております。

以上が耐震化の説明となります。

続いて、次のページに移りまして、施設の老朽化対策についてご説明いたします。

(1) 施設の老朽化対策の考え方でございます。

今後、企業団創設時に建設した施設や管路等の老朽化が進み、更新需要が増加することが予想されます。このため、施設の計画的な修繕により可能な限り延命化を図りながら、施設ごとに適切な更新時期を見極めて、計画的に更新をしてまいります。更新・修繕に係る計画の策定に当たりましては、厳しい経営状況にございます構成団体の受水費負担にも配慮する必要がありますことから、構成団体との協議の中で計画期間と事業規模を決めておりまして、安定供給の継続を大前提に優先順位の高い工事から実施していくこととしております。

次に、(2)施設の更新についてご説明いたします。

前の事業計画期間では、老朽化対策として年平均で26.6億円、5年間で133億円を実施いたしました。本事業計画期間では、年平均で43億円、5年間で215億円を計画しております。前計画期間と比較いたしますと、監視制御設備や排水処理設備の更新に関する事業量が増加をしております。右の棒グラフは、計画期間各年度の計画事業費をお示しをしております。

続きまして、(3)施設の修繕についてご説明いたします。

前事業計画期間では、修繕費として年平均で16.3億円、5年間で81.7億円を実施いたしました。本事業計画期間では、年平均18.3億円、5年間で91.4億円を計画しております。前事業計画期間と比較いたしますと、老朽化が進む排水処理設備、劣化が進む沈でん池・ろ過池構造物の大規模修繕が増加しております。右の棒グラフは、計画期間各年度の計画事業費でございます。

以上で老朽化対策の説明を終わらせていただきます。

ページをお戻りいただきまして、6ページをごらんください。

(1) 災害時における民間業者・団体との連携でございます。

これまで、地震災害時等に施設の復旧を目的として、民間業者からの協力を担保するため、災害時における資材等の供給に関する協定等を民間業者90社と締結をしておりましたが、さらなる連携の強化に向けた取り組みを進めております。

平成29年4月3日には、地震災害時等に非常用自家発電機の燃料を確保するため、横浜市内に本社を有し、かつ全国各地に燃料供給の拠点を持つ三和エナジー株式会社と協定を締結いたしました。また、平成29年4月1日には災害発生時に隣接する聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院の敷地で救護活動が困難となった場合に、駐車車両、物資受入れ等について、企業団の敷地の一部を利用してもらうため、同病院と災害時における連携協定を締結いたしました。

ページをおめくりください。

4、伊勢原浄水場運転管理業務委託の状況でございます。

(1) 委託業務の概要についてご説明いたします。

企業団では組織のスリム化や、業務の効率化を目指して、平成26年4月から伊勢原浄水場における業務の一部について、神奈川広域水道サービス株式会社に対して、平成26年度から28年度までの長期継続契約にて委託を実施いたしました。平成29年4月からは、これまでの委託内容を拡大し、直営と同様の安定供給の継続を前提といたしまして、民間企業への委託発注の有効性を検証するため、引き続き、同社に対しまして平成29年度から31年度までの長期継続契約にて、委託を実施しております。前回の委託と今回の委託との業務内容の変更箇所につきましては、下の表のとおりでございます。

続いて、(2) 28年度までの委託業務の評価でございます。

平成26年度から平成28年度までの委託においては、当時、三ツ境庁舎に設置しておりま

した監理指導課におきまして、定期モニタリングを36回、臨時モニタリングを18回実施いたしました。定期モニタリングは毎月実施し、仕様書に記載された定型業務の履行状況の確認を行ったものでございます。また、臨時モニタリングは、年次点検、不具合対応などの非定型業務への対応状況の確認を行ったものでございます。その結果は、平成26年度がおおむね良好、27年度が良好、28年度も良好となっております。

次に、(3)29年度からの委託業務の履行確認でございます。

平成29年度からは、伊勢原浄水場において、定期的に業務の履行状況の確認を行っております。平成32年度からの次期の契約に向けまして、29年度からの業務の履行状況を検証した上で、委託業務の範囲、発注仕様書の内容、発注方法などについて検討を行い、適切に対応してまいります。

次のページに移らせていただきます。

5. 広域水質管理センターの業務状況でございます。

(1) 設立の目的です。

企業団は既設の水質管理業務に加え、企業団、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の5水道事業者がこれまで個別に実施をしてきておりました、水道水源の水質検査や水質事故の対応を統合して効率的に行うため、平成27年4月1日から広域水質管理センターの運用を開始いたしました。運用に当たりましては、構成団体から職員が派遣されておまして、平成29年度は神奈川県、横浜市及び川崎市から各1名の職員が派遣されております。

(2) 水源における水質検査の状況でございます。

相模川及び酒匂川水系の水源域における水質検査を実施するに当たり、5水道事業者協議の上で、29年度水源水質検査実施計画を策定いたしまして、同計画に基づく採水及び検査を実施しております。

平成28年度の定期水源水質検査の実施箇所数につきましては、平成29年度も同数を予定しているところですが、相模川水系232カ所、酒匂川水系80カ所、合計312カ所でございます。

続いて、(3)水源水質情報対応の状況でございます。

平成28年度における油流失等の水源水質情報に基づく対応事例は、相模川水系が31件、酒匂川水系が24件、合計55件でございました。発生原因で最も多かったのが、油流失・浮

遊の37件でございまして、このうち、取水停止を伴う事例は1件でございました。直近3年間の水源水質情報対応の状況は、次の表のとおりでございます。

最後に（4）今後の予定でございます。

水源水質情報への対応を迅速に行うため、企業団内部の水質事故対応訓練を年3回実施するとともに、大規模な水源水質事故発生時の対応を想定した水源水質事故対応訓練を、5水道事業者合同で7月20日に実施する予定にしております。

今後も、広域水質管理センターは、各浄水場、取水管理事務所との連携はもとより、構成団体や関係行政機関との連携・協力のもとで、水源を初めとする水質の向上に努めてまいります。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

○平部総務部長

それでは、引き続きまして6. 国等への要望について説明いたします。9ページをごらんください。

企業団では、将来的な事業展開を見据え、関係省庁等に対する制度改正や財政措置などの要望を、日本水道協会や全国水道企業団協議会などを通じて行っております。

要望事項としましては、まず、（1）の老朽化施設の建設改良、更新に対する補助制度の創設につきまして、厚生労働省に対して要望しております。要望の趣旨としましては、水道施設の更新に莫大な費用を要することから、国の財政支援を求めるものがございます。企業団の状況につきましては、記載のとおりでございます。

次に、（2）の公的資金補償金免除繰上償還制度の復活及び恒久化につきまして、総務省と財務省に対して要望しております。要望の趣旨としましては、経営基盤強化のため高金利の未償還企業債について、公的資金補償金免除繰上償還制度の復活等を求めるものでございます。企業団の状況につきましては、記載のとおりでございます。

また、（3）の水源地域における関係機関の連携と財源措置につきまして、内閣府などに対して要望しております。要望の趣旨としましては、ダム上流域において水源林整備が進まず、ダム湖への土砂流入が続いていることに対して、関係機関が連携した水源林整備や、浚渫費用に係る補助制度の新設を求めるものでございます。企業団の状況につきましては記載のとおりでございます。

次に、13ページをごらんください。

参考４としまして、平成２８年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業決算速報値の概要を添付しておりますので、その内容を説明いたします。

なお、決算につきましては、最下段の米印で記載しておりますように、今秋に開催される議会定例会に上程し、認定を受けた後に確定することとなりますことから、今回の説明は速報値についてでございます。

平成２８年度決算のポイントといたしましては、２点ございます。

まず、（１）の用水供給料金引き下げ改定を実施する中でも、１０億円の純利益を計上してございます。

平成２８年度からの用水供給料金引き下げ改定等に伴い、赤字予算を組んでおりましたが、決算では１０億円の純利益となったものでございます。

次に、（２）の企業債残高は、１，４６８億円に縮減、累積資金残高は１１億円減の８４億円でございます。

企業債残高につきまして、企業債元金の償還が進んだことから、対前年度比で１３６億円縮減させた一方で、累積資金残額につきましては、用水供給料金引下げ改定等に伴い、対前年度比１１億円の減少となったものでございます。

以上が業状況関係の報告でございます。

○国吉委員長

以上で業務状況関係の説明が終わりました。

引き続き、日程第５「神奈川広域水道サービス株式会社の経営状況の調査」を行います。

当局の説明をお願いいたします。

○平部総務部長

次に、右肩に６と振ってございます広域水道常任委員会資料、神奈川広域水道サービス株式会社の経営状況をごらんください。

ページを２枚めくり、８ページをごらんください。

まず、この報告の趣旨についてでございますが、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、出資団体の経営状況について報告するものでございます。

（１）の設立及びその目的等でございます。

神奈川広域水道サービス株式会社は、企業団に関連する附帯事業の経営を行うとともに、企

業団施設に関し専門的知識を要する業務委託を受託し、その事業活動を通じて企業団の経営基盤の強化に寄与することを目的といたしまして、平成9年4月16日に設立しております。平成24年6月には、公募による民間企業、水i n g株式会社、月島テクノメンテサービス株式会社からの出資を募るとともに、水道技術者の提供を受けております。

(2)の所在地は海老名市社家でございます。

(3)の資本金につきましては、5,000万円でございます。

出資の内訳としましては、企業団が3,500万円、水i n g株式会社が750万円、月島テクノメンテサービス株式会社が750万円となっております。

(4)は、平成28年度第20期決算の概要でございます。

売上高は前期比2.3%減の3億4,652万円、販売費及び一般管理費は前期比1.2%増の3億1,903万円、当期純利益が37.8%減の962万円でございます。

(5)は、平成29年度第21期事業計画の概要でございますが、ア.伊勢原浄水場運転維持管理業務受託事業ほか、記載のとおりでございます。

(6)の役員でございますが、代表取締役社長、金水義澄以下、記載のとおりでございます。

社員数につきましては、社外取締役及び監査役各1名を除きますと78名で、このうち企業団出身者数は41名でございます。

地方自治法に基づく報告は以上でございますが、平成29年3月31日にございました神奈川県川広域水道サービス株式会社の将来のあり方等についての答申に対する現在の取り組み状況について、報告いたします。

答申は、神奈川県川広域水道サービス株式会社の将来のあり方と、丹沢荘のあり方の2項目についてありましたが、まず、神奈川県川広域水道サービス株式会社の将来のあり方につきましては、答申で示された提案に対する考え方に関して、民間出資者からヒアリングを行っているところでございます。また、丹沢荘のあり方につきましては、地元山北町、山北町観光協会、中川温泉旅館組合と連携協力し、地域振興策の検討を行っているところでございます。

報告は以上でございます。

○国吉委員長

以上で当局の説明が終わりました。

これより、日程第3から日程第5について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言をお願いします。

○国吉委員長

織田委員。

○織田委員

業務状況の関係の調査に関連して何点か質問させていただきたいと思います。初めてなものですから、基本的なことを幾つかと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず、今、企業債の償還について多少ご議論あったのでありますけれども、平成27年度の末で約1,604億円となっているわけでありまして、これは残金分。財政計画の最終年度の平成32年度は152億円と、これは元金分、償還する予定になっているわけでありまして、今後の償還計画の基本的な考え方を、お聞きしておきたいと思います。

○有田財務課長

今後の企業債の償還計画というお尋ねだと思います。

こちらにつきましては、企業債償還計画の基本的な考え方でございますけれども、今後の人口減少を踏まえますと、将来世代に過度な負担を強いることがないような管理が必要だと考えております。そのため給水収益に対します企業債残高の割合を1つの指標といたしまして、一定水準以下に抑制するということが必要であると考えてございます。

以上でございます。

○織田委員

一定水準以下というその一定水準というところを、簡単にご説明いただけますか。

○有田財務課長

この水準でございますけれども、総務省の経営戦略策定ガイドラインで示された2倍以内という数字が望ましいとされてございますけれども、企業団につきましては当面、構成団体と同水準程度でございます。2.5倍程度を目途としております。

以上でございます。

○織田委員

それから、貸借対照表を拝見しまして、固定負債と流動負債、企業債の部分、これは平成26年に記載ルールが変わったということで記載するようになったということでありまして、1年ごとに償還する記載と、あと当然固定負債のほうが長期にということなわけでありまして、

ども、1年間に計上する部分とそれ以外、いわゆる固定負債という形で計上する部分の違いについて、基本を改めてお聞きしておきたいと思います。

○有田財務課長

お答えいたします。

26年度から地方公営企業会計制度が見直されたということでございます。これによりまして、それまで貸借対照表上の資本の部に借入資本金として計上されておりました企業債でございますけれども、企業会計原則にのっとりまして、固定負債と流動負債に分けて、負債の部に計上するという事になったものでございます。

企業債のうち流動負債につきましては、貸借対照表日の翌日から起算いたしまして、1年以内に償還の期限が到来する短期債務を整理いたしております。また、1年以降に償還の期限が到来する長期債務を固定負債という形で整理をいたしております。

以上でございます。

○織田委員

それから、資料にもございました施設更新改良事業に充当する起債の充当額についてと、これは事業計画を踏まえ65%にするということが書かれてありますが、この65%にされたということの根拠、それと今後の考え方について、簡単に伺いたいと思います。

○富安政策調整担当課長

基本的な考え方でございますが、平成27年度までの前の財政計画におきましては、先ほどの財務課長の答弁がありましたとおり、将来の償還負担の軽減、そして経営基盤の強化、こうしたことを目的に、更新事業に対する起債充当率50%を目標に取り組んでまいりました。

現行の財政計画、平成28年から32年度の計画の策定に当たりましては、まず老朽化対策、耐震化事業の事業量が増加する。これは費用の増加につながるものですが、その一方で、給水収益が減少します構成団体は厳しい環境に置かれておりますので、受水費負担の軽減を図るということで、こちらは企業団の収入の減少につながります。

こうした2つの要素を踏まえまして、いずれも多くの財源が必要となりますので、こうした状況を勘案しまして、最終的に起債充当率を50%から上げて対応するというようなことで、両方の事業量の増加と受水費の軽減ということを実現したということでございます。

今後につきましては、先ほどの財務課長の答弁にありましたとおり、償還に当たっての基準と

というのが2.5倍程度というのがありますので、その償還のトレンドも踏まえまして、また財政計画を含みます事業環境の状況を踏まえまして、適切な充当率にしていきたいと考えております。

以上です。

○織田委員

関連して、先ほど企業長のご挨拶にもありましたけれども、今福岡で大変な災害の被害があって、改めて被災に遭われた方にお悔やみ申し上げたいと思うのでありますが、これは本企業団においても本当に人ごとではありませんで、いつ神奈川においても土砂災害が起きるとも限らないわけですね。

それで、先ほどご説明いただいた中で、洪水警戒体制ということについてのご説明はいただいたわけでありますけれども、豪雨に伴う土砂災害について、想定される被害と対策、特に先ほどご説明いただいた洪水警戒体制の特に第2警戒体制と、具体的にどういうことをどういうふうにするのかということを中心に簡単に教えていただきたいということと、まさに想定外の災害ということについて、今どんなご議論をされているのか、もしあれば簡単にご説明いただければと思います。

○村山危機管理担当課長

豪雨に対する内容のご質問ですが、企業団においても平成22年の台風9号におきまして、今回の福岡と同様な記録的な大雨、多数の人的、物的被害が発生しております。しかしながら、企業団取水施設に関しましては、土砂災害が発生したものの取水設備及び導水設備には被害のほうはございませんでした。

続きまして、第2警戒体制についてですが、基本的に準備警戒、第1警戒、第2警戒体制とあるのですが、第2警戒体制というものは、一般的に川の流れより、高水敷が冠水してしまう状態の流量のことを洪水と申しまして、それぞれ社家、飯泉、堰への流入量毎秒800立方メートル以上と900立方メートル以上と設定されております。

そうなりますと、通常堰の部分は、進入禁止でフェンス等ございますが、そのフェンス等が洪水で土砂と流木、その他ごみ等で壊れてしまうことのないよう、そういうものをあらかじめ倒しておくですとか、オイルフェンス等、河川にあるのですけれども、堰のところにあるのですが、それを撤収しておくですとか、あとは、当然ゲートを全開にしますので、その後ゲート操作のときに問題が出た場合には現場へ行って対応をするなど、そのような対応をしております。

続きまして、想定外の災害に対する議論ということですが、これにつきましては、今、各構成団体危機管理担当を含めてそのほか外部団体と議論して、課題等を抽出している最中でございます。

以上です。

○織田委員

では、また改めてその議論が調いましたら、ご報告いただければと思います。

最後に聞かせていただきますが、今申し上げた件でも含めて、三保ダムの2つの貯砂ダムの現状、どの程度の堆砂の状況があるのかということを知りたいと思います。

また、今後の浚渫事業の予定についても伺いますし、また、当然これについては費用がかかるということにもなるかと思いますが、先ほどの施設更新改良事業に充当する65%という数字とまた連動してくるのかどうか、それも含めて全体的に聞かせていただけますか。

○小池経営計画課長

まず、三保ダム本体の状況でございますけれども、平成28年度の状況をお示いたしますと、計画堆砂量、これだけ泥がたまって良いという堆砂量でございますが、約1,000万立方メートルでございます。これに対しまして、現状では90%、約900万立方メートルの堆積があるということでございます。

さらに、その上流にございます貯砂ダム、複数ございますけれども、この貯砂ダムの堆砂の状況でございます。

世附川の貯砂ダムにつきましては、5万7,000立方メートルの堆砂でございます。それから、河内川貯砂ダムにおきましては、2万3,000立方メートルの貯砂があると聞いております。

今申しましたダム本体、それから貯砂ダムの状況でございますけれども、平成22年の台風9号の直後には、貯砂ダム本体が埋まってしまうほど貯砂がかなりあったという状況でございます。

ただし、平成25年3月に神奈川県が酒匂川総合土砂管理プラン、山、川、海、総合的かつ一体的に課題解決に当たろうということでプランを作成したところでございます。私どももその中に参画をいたしまして、それぞれの管理域の堆砂対策を実施しているということでございます。まずは、その中で貯砂ダムの機能回復を図っていこうということで、現状取り組んでいるところでございます。現状ではこんな取り組みの甲斐もあって、企業団の取水については支障がない状

況でございます。

今後の見通しでございますけれども、今申し上げました酒匂川総合土砂管理プランに基づきまして、当面はこの貯砂ダムの回復を目指していこうと考えております。

具体的に申しますと、世附川貯砂ダムの堆砂、年間7万5,000立方メートルの対策として、費用約4億8,000万円程度かけて、1年間土砂の除去を行う予定でございます。しかしながら、現状では今、大きな台風等の直撃がございませんので、安定している状況ではありますけれども、今後大きな台風等で見舞われますと、上流域にはまだ堆砂の状況がありますので、特に森林域がまた崩落をして、ダムに流れ込むということも考えられますので、国等への要望は引き続きやらせていただこうと考えております。このような取り組みを当面はやっていこうと考えております。

以上でございます。

○織田委員

今の総合土砂管理プランに基づいて、年間約4億8,000万円の予算がかかるとの想定はされていると。これはいつからやられる予定になっているのか、もう既にやられているのですか。

○小池経営計画課長

年間約5億円、今4億8,000万円と申し上げましたけれども、この計画については既に実施してございます。

当面の予定でございますけれども、平成32年度までは、この予定を立てておりまして、平成33年度以降は県のほうでも、新たな対応ということで検討している最中でございますので、私どもの将来ビジョン等にも新たな計画ができ次第、反映をしていこうと考えております。

以上でございます。

○織田委員

どうもありがとうございました。

○国吉委員長

加納委員。

○加納委員

説明ありがとうございました。私も実は今回初めてでして、よくわからない中で確認をさせていただければと思います。

業務状況関係のご説明をいただきました。今の織田委員の視点とほぼ同じなのですが、洪水警戒体制、そして災害時のさまざまな体制、今回の九州のような状況を考えますと、企業団の中でさまざまな体制を組み、またこれを想定外のことを考えながら想定して、さまざまなことを進めていくということはよくわかるのですけれども、これだけ大きな被害が続いていますと、地域住民との情報の共有化ですとか、それから、地域住民にどのような形で被害想定、また、いざというときに周知をしながら地域との連携をとっていくか、この辺のことについて、以前はこうであったけど、昨今の九州のあのような事例を踏まえて、現在はこのような方法で地域との連携だとか情報の共有化を進めているとか、そのようなことについてお示しいただければありがたいのですけれども。

○村山危機管理担当課長

地域との連携というご指摘と思いますが、現在、企業団では外部の団体と災害協定等の連携を締結しております。その中で、各団体の行っている取り組みについて検討、協議し、年に1回実施する合同訓練の場を通じて、調整をとりながら情報共有をしております。

また、構成団体とは応急給水体制として各団体と毎年1回訓練を行っており、地域住民の方々への対応につきましては、応急給水訓練を行っている状況でございます。

以上でございます。

○加納委員

そういったことは当たり前のどこでもやる話なので、ということよりも、いわゆる構成団体の中身を聞けばいいのでしょうかけれども、例えば自治体、町内会、消防などを含めてなのかなと思うのですけれども、なかなかそういった場に来る顔ぶれは大体いつも固定されている中で、今回あのような九州の事例を見ますと、企業団が3区分の警戒体制を持っているとか、一般の市民の方たちに対して、その辺りをしっかりと知らしめていくかということは大いだと思います。ですから今までの体制については多分、今のご答弁でほぼある程度わかるのですけれども、そこから先どうするのかということについてできたら聞きたかったので、その辺についてご答弁できれば、再度お願いしたいのですけれども。

○佐藤技術部長

今のご質問、地域との連携というところだと思うのですが、企業団は通常の活動の中で、地域の皆様と触れ合うというか、交流する機会はなかなかございませんで、みずきフェスタや野

鳥観察会などの場を利用して、地域の皆様と顔の見える関係を築こうということで、努力はしているのですが、実際、災害対策について限定しますと、やはり接点がなかなかございません。そうした中ではありますが、原水の監視を行っている取水管理事務所では、日頃おつき合いをさせていただいている消防や警察、それから行政センターといったところを窓口にして、河川の水質の異常の情報を寄せていただくような仕組みがしっかりできております。それから、飯泉の取水管理事務所では、地域の皆様に水源モニターとしてボランティアという形で川の監視をお願いして、川の状況の情報をお寄せいただくような窓口も持っております。

そういったところを利用しながら、今後、局地的な大雨とか、地震に対してどのような連携がとれるかということは、社家であれば海老名市、飯泉であれば小田原市と、所在自治体と協力しながら、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○加納委員

ありがとうございました。

それから、施設管理システムの導入についてということで、ご説明をいただきましたし、また参考1というところで、これもご案内いただきました。これからこういうところでやっていくということはよくわかりました。

そこで、1点だけ。今まで長い間紙ベースで確認をしてきましたよね。

私も前回お願いをして、優先順位のあり方はどのように決めているのか、優先順位の基準はあるのか、それから、その基準というのは、各施設ごとにそれぞれマニュアルか何かがあって、それに従って基準を決めて、それに伴ってチェック表があって、そして総合トータルとして、優先順位が決まっているのかなど。これはごく普通のことなのですけれども、そのようなことを確認しましたら、私の認識と違って、そこまでいってなかったと、僕は説明を聞いて理解しました。だからこそ、今回施設管理システムを導入するというご説明をいただきました。

ただ、たくさんのデータがあります。今まで技術者、先輩たちが培ってきた。紙ベースとはいえ、それぞれの施設で長い間培ってきたデータバンクというか、そういったものがあるので、新たな施設管理システムの導入はわかったのだけれども、今までの、私から言うとビッグデータ、しかも非常にレベルの高い皆さん方が手作業でつくってきたデータ、これは今後どのようなビッグデータとして活用するのか、どのような形で施設管理システムの中に導入されるのか、導入さ

れるとすると、紙ベースとの比較だとか、こういったことについて、もし今ご答弁ができれば、教えていただければと思います。

○小池経営計画課長

今ご質問いただきました過去のビッグデータ、私どもも創設以来40年ぐらい水道施設の点検をやっております。これまでは各所属で点検をして、紙に書いて記録をしてきたものが、紙ベースで残っております。

きょう上程させていただきました施設管理システムにつきましては、これからのものを電子化していこうということで、これから施設管理システムに基づいて点検をしていけば、電子データが積み上がっていくだろうと思っております。

もう一つの課題は、今ご指摘をいただきましたとおり、過去のデータをどのように取り扱っていくのかということがあると思います。私どもも課題認識をしております。過去のデータについても、デジタル化していこうと思っております。

委員ご指摘のとおり、今後そのデータについてはまだ時間がかかると思いますし、膨大なデータもあります。費用も一定のものがかかるだろうと思っております。こんなデータを蓄積して技術継承にも役立てたいと思っております。これは今まで諸先輩方が点検をしてきて、実績がございますので、この部分を電子データ化、電子化して、基準がぶれないような形で、施設管理システムのほうに寄与させていただければと思っております。

以上でございます。

○加納委員

ありがとうございました。ぜひそれはしないとだめだと思いますね。

ただ、昨今国会で、いわゆる文書保存の年月日、1年未満とか、3年とか5年とか10年とか、今のお話で過去40年間に延々として培ってきたそれぞれの作業、チェック、それで積み上げてきたそのデータ、私も先日小池さんにも来ていただいて、さまざまお聞かせいただいたけれども、まず一つは保存年月日って、それぞれの施設ごとで違うはずだし、それから保存年月日によっては、どのデータが3年なのか、5年なのかということもあると思うし。今のやりとりでは、延々と40年間やってきたデータ、ビッグデータを何とかしますと言っても、本当に全部あるのか無いのかということも含めると、そうすると大事なデータだからといって、5年でなくなってしまう、保存年月日が終わってしまうものは、きちんと整理されてきているのかどうかということに

ついてはどのようなのでしょうか。

○小池経営計画課長

今ご指摘のとおり短いものもございます。永年保存というものもあるかもしれませんが、5年、10年ということで分かれているものもございます。特に今後につきましては、今残っているものに関しては、データ化させていただこうと思っております。

既にデータがないものもあろうかと思っておりますので、この部分に関しては、現存残っておればデータ化できるわけでございますが、残っていないものについては、ご懸念のとおり今後対応を図っていこうと考えております。

以上でございます。

○加納委員

最後にします。あえてやりとりをしました。

本当に長い間培ってきた重要な手作業における目視も含めてやってきたデータですから、これはまだまだそのころから使っている部品も継続してあったり、老朽化対策と一方ではありながら、そのものをいわゆる導入した施設等々含めてあるわけですから、非常に大事なデータだと思います。新しく施設管理システムができるけれども、どうかそういった知識、経験、目視をしてきたこういった大事なデータについては、本当にそこにお金をかけていいのかという疑問も一つあるのですよね、確かにね。でも、それは僕なんかにはよくわからないのだけれども、しっかり今日の議論を踏まえていただいた上で、何が大事でどこにお金をかけるかということも含めて、過去のそういったデータをしっかりとビッグデータとして、新たな導入するシステムと併せながら、しっかりと使っていただきたいということだけ要望しておきます。

以上です。

○浅野委員

委員長、質疑と同時に意見、要望も併せてよろしいでしょうか。

○国吉委員長

はい。

○浅野委員

そうしましたら、私は1点、意見、要望として捉えていただければと思いますが、事業概要の説明の中で神奈川広域水道サービス株式会社の将来のあり方について、答申の内容の説明をいた

だいているかと思います。

これは答申を受けた企業団の対応として、最後に進捗状況について随時企業団議会等で報告するとございますけれども、これはまだ答申が出てまだ数カ月ですから、どこまで企業団が踏み込んで結論されるのかわかりませんが、進捗状況というよりは、この答申を受けて、企業団がこの株式会社がどうあるべきなのかという決断を早目に我々に示していただかないと、我々としてもこれをどう扱うかを判断しづらいので、そこのところはスピードを持っていただきたいと思えます。

この株式会社は、大きな事業は企業団から受けている外部施設等の維持管理、伊勢原浄水場運転管理、それと丹沢荘の運営管理という形になっておりますけれども、丹沢荘のあり方のところでも触れられておりますが、逆にこの株式会社を設立して以降、年間7,000人から1万数千人の利用者のうち、水没地権者の利用は数人程度ということで、かなりもう時代が経過してきている中で、やはり本来の目的からはかなり外れてきているのかなと見られます。

そうすればこの事業だけを他に移すということは、当然これは考えられるわけですし、そうしますと、外部施設さらに伊勢原浄水場の運転管理、この本来業務ともいえるような部分の一部をここに委託しているわけですから、ここを直営でやった場合とここを使った場合とでどれだけ企業団にメリットがあるのか、またはそれほどメリットがないのか。

それともう一点は、他事業への受注の拡大をするようにというふうに指示を、指摘を受けているわけですが、本当に他事業を受託する可能性があるのかどうか、こういったところを示していただきたいと思えます。

そうでないと、その前にご説明をいただいた平成16年度からの効率的な運営に向けての人員の削減等によって、人員を減らしたとご説明いただいておりますけれども、単純に人のすげ替えをしているだけのようにもとられかねませんので、ここら辺の数字的な根拠につきましても、早目に議会側にご提示をいただければと思います。

以上です。

○国吉委員長

当局で特に何か、よろしゅうございますか。

吉川企業長。

○吉川企業長

ただいま浅野委員から貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

我々のほうも実はこの問題につきましては、2つ、丹沢荘の問題、そしてまた本来的に今サービス会社がやっております受託事業の問題、これは2つに分けて整理しなくてはいけないということで、ただこれは、例えば事業の受託について言いますと、組織的な自立、財政的な自立、資本金的な自立ということで、ある意味では今出資をしていただいています2つの企業、そちらのほうとのいわば非常にデリケートな調整と申しますか、そういったことも必要だと思っております。そういった意味では、かなり慎重に進めさせていただきたい。

ただ、おっしゃっているとおり、方針はしっかりとつくっていかねばいけないものですから、そういった意味ではできるだけ早くに方針を出すべく我々も努力いたしますけれども、同時にそうした企業等の方々との調整、それにも慎重に対応させていただいて、できるだけ早くにはご要望のある点について、出していきたいと思っておりますので、どうぞこれからもいろいろとご指導いただければと思います。

以上でございます。

○国吉委員長

他に質疑はございませんか。

○小池経営計画課長

先ほど織田委員のほうからご質問いただきました堆砂対策の件で、追加の答弁をさせていただきます。

先ほど年間4億8,000万円の堆砂対策の事業費を使っておるということで、起債充当率の65%の関連のご質問をいただいたかと思っております。現状は、平成32年度までは年間で4億8,000万円により7万5,000立方メートルの除去をやっていこうということで予定しております。平成32年度までにつきましては、この65%についても考慮した状態で見えておるということで、33年度以降はこれも含めまして、再検討していくという状況でございます。

以上でございます。

○国吉委員長 他に質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○国吉委員長

他にないようでありますので、質疑は以上で終了いたします。

それでは、お諮りいたします。

日程第3について、採決を行いたいと思いますが、挙手採決でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○国吉委員長

ご異議がないと認め、これより採決いたします。

議案第3号 平成29年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(総員挙手)

○国吉委員長

総員挙手により、可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第4「業務状況関係」及び日程第5「神奈川広域水道サービス株式会社の経営状況の調査」については、今回の調査を踏まえ、水道用水供給事業についてさらに議会閉会中調査を継続することにいたしたいと思っておりますので、議長宛て申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○国吉委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたします。

次に、日程第6「県内調査及び県外調査について」を議題といたします。

今年度に予定しております県内調査及び県外調査の日程等、委員長案をお手元に配付しておりますので、事務局に説明させます。

○菱山事務局長

広域水道常任委員会の県内調査の日程につきまして、委員長案をご説明申し上げます。

お手元の配布資料、平成29年度広域水道常任委員会県内調査日程案をごらんください。

まず、調査予定日ですが、平成29年8月3日木曜日でございます。

2番目といたしまして、調査場所でございますが、宮ヶ瀬ダム、社家取水管理事務所、広域水質管理センターを予定しております。

3番目に日程でございます。

企業団本庁舎に午前9時30分にお集まりいただいた後、バスで出発いたしまして、最初の

目的地であります宮ヶ瀬ダムでございます国土交通省相模川水系広域ダム管理事務所に10時45分に到着する予定でございます。ダム管理事務所におきまして、広域水道常任委員会国吉委員長の開会宣告に続いて、宮ヶ瀬ダム施設についての概要説明を受けた後、ダム堤体等の視察を行っていただきます。視察の終了後に宮ヶ瀬ダムの湖畔エリアまで移動いたしまして、同所には12時30分に到着する予定でございます。ここで昼食をとっていただきます。

昼食後、13時30分に出発いたしまして、海老名、厚木両市にまたがって位置しております次の調査場所、社家取水管理事務所に14時30分に到着する予定でございます。事務所大会議室で施設の概要説明の後、相模大堰や沈砂池などの取水施設、併設されている広域水質管理センターの順で視察を行っていただきます。視察終了後、社家取水管理事務所を16時に出発し、企業団本庁舎に17時に戻ってまいりまして解散という予定でございます。

続きまして、県外調査の実施についてご説明を申し上げます。

お手元の配付資料、平成29年度広域水道常任委員会県外調査実施要領案をごらんください。まず、1番目としまして調査内容でございますが、水道事業の現況についてと用水供給事業についてでございます。

2番目に実施概要でございますが、行程は2泊3日以内とし、実施するというものでございます。

3番目に実施計画書でございますが、委員長は実施計画書を調製し、派遣承認要求書を議長宛て提出するというものでございます。

4番目に調査報告書でございますが、委員長は調査終了後、調査報告書を議長宛てに提出するものといたします。

5番目に調査先でございますが、現在のところ未定でございますが、常任委員会委員長と相談の上、決まり次第皆様にご報告させていただきます。

以上、委員長案についてご説明を申し上げます。

以上です。

○国吉委員長

お諮りいたします。

県内調査につきましては、委員長案のとおり8月3日木曜日に行うということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○国吉委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。

なお、県内調査につきましては、時節柄暑さが予想されますので、軽装でのご参加をお願いいたします。

次に、県外調査につきましては実施要領を委員長案のとおり実施するものとし、日程につきましては事務局に調整させますので、皆様方のご協力をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○国吉委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。本委員会の正副委員長互選結果報告書、閉会中継続調査申出書の案文につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもって、広域水道常任委員会を閉会いたします。

誠にご苦労さまでした。